

令和元年5月宇治市議会臨時会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第34号	宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	1
議案第35号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市市税条例	5
議案第36号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市介護保険条例	16

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第23条 略 (寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第24条～第145条 略 附 則 第1条～第5条の3の2 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額</p>	<p>第1条～第23条 略 (寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第24条～第145条 略 附 則 第1条～第5条の3の2 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第27条第1項、附則第27条の2第1項、附則第27条の2の2第1項又は附則第27条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第6条 略</p> <p>(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)</p> <p>第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第23条の2の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第27条第3項の規定による申告書の提出(第28条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金 _____ (以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長 _____</u> に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることがで</p>	<p>及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第27条第1項、附則第27条の2第1項、附則第27条の2の2第1項又は附則第27条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第6条 略</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第23条の2の規定により <u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第27条第3項の規定による申告書の提出(第28条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金 _____」</u> という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金 _____</u> を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることがで</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>きる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9条に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>地方団体の長</u> に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2の規定を適</p>	<p>きる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9条に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>都道府県知事等</u> に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には____、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2の規定を適</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
用した場合の所得割の額から控除するものとする。 第8条～第28条 略	用した場合の所得割の額から控除するものとする。 第8条～第28条 略

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由が</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>あると市長が認める場合を含む。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</u></p> <p>第5条の4～第7条の2 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第8条 略</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第39項、第42項、第43項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第28項から第31項まで」とあるのは「若しくは第28項から第31項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</u></p> <p>第5条の4～第7条の2 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第8条 略</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、第13項_____、第18項、<u>第19項、第21項、第22項、第24項、第25項、第27項、第32項、第40項若しくは第43項から第45項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第28項から第31項まで」とあるのは「若しくは第28項から第31項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>



宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法附則第15条第18項の条例で定める割合は、5分の3とする。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備に係る同号の条例で定</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法附則第15条第19項の条例で定める割合は、5分の3とする。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>12 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に係る同号の条例で定</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>18 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>20 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>21 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当</p>	<p>める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>18 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>20 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>21 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条</p>	<p>該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の</p>	<p>第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案		
<p>写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>12 略</p> <p>第9条～第21条 略</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第21条の2 法附則第30条第1項</p> <hr/> <p>に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="237 1171 1086 1225"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日</p>	略	<p>写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>12 略</p> <p>第9条～第21条 略</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第21条の2 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分</p> <hr/> <p>の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1171 1986 1225"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 531 607 579">第2号ア</td> <td data-bbox="607 531 853 579">3,900円</td> <td data-bbox="853 531 1088 579">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 579 607 627"></td> <td data-bbox="607 579 853 627">6,900円</td> <td data-bbox="853 579 1088 627">1,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 627 607 675"></td> <td data-bbox="607 627 853 675">10,800円</td> <td data-bbox="853 627 1088 675">2,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 675 607 722"></td> <td data-bbox="607 675 853 722">3,800円</td> <td data-bbox="853 675 1088 722">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 722 607 770"></td> <td data-bbox="607 722 853 770">5,000円</td> <td data-bbox="853 722 1088 770">1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円		
第2号ア	3,900円	1,000円															
	6,900円	1,800円															
	10,800円	2,700円															
	3,800円	1,000円															
	5,000円	1,300円															
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車<del>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</del></p>																	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 1118 607 1166">第2号ア</td> <td data-bbox="607 1118 853 1166">3,900円</td> <td data-bbox="853 1118 1088 1166">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1166 607 1214"></td> <td data-bbox="607 1166 853 1214">6,900円</td> <td data-bbox="853 1166 1088 1214">3,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1214 607 1262"></td> <td data-bbox="607 1214 853 1262">10,800円</td> <td data-bbox="853 1214 1088 1262">5,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1262 607 1310"></td> <td data-bbox="607 1262 853 1310">3,800円</td> <td data-bbox="853 1262 1088 1310">1,900円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円					
第2号ア	3,900円	2,000円															
	6,900円	3,500円															
	10,800円	5,400円															
	3,800円	1,900円															

宇治市市税条例新旧対照表

現行			改正案	
	5,000円	2,500円		
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>				
第2号ア	3,900円	3,000円		
	6,900円	5,200円		
	10,800円	8,100円		
	3,800円	2,900円		
	5,000円	3,800円		
<p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案																												
<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する</p> <p>第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前</p>	<p>第2号ア</p> <table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円		<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前</p>
3,900円	1,000円																												
6,900円	1,800円																												
10,800円	2,700円																												
3,800円	1,000円																												
5,000円	1,300円																												
第2号ア	3,900円	2,000円																											
	6,900円	3,500円																											
	10,800円	5,400円																											
	3,800円	1,900円																											
	5,000円	2,500円																											



宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案															
<p>項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項</u>の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第22条～第28条 略</p>	<p>項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次</u>の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 678 1975 922"> <tr> <td data-bbox="1131 678 1512 726">第2号ア</td> <td data-bbox="1512 678 1747 726">3,900円</td> <td data-bbox="1747 678 1975 726">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1512 726 1747 774">6,900円</td> <td data-bbox="1747 726 1975 774">5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1512 774 1747 821">10,800円</td> <td data-bbox="1747 774 1975 821">8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1512 821 1747 869">3,800円</td> <td data-bbox="1747 821 1975 869">2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1512 869 1747 917">5,000円</td> <td data-bbox="1747 869 1975 917">3,800円</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第22条～第28条 略</p>	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第2号ア	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 第1条～第11条 略</p>	<p>附 則 第1条～第11条 略</p> <p><u>(平成31年度及び平成32年度における保険料率の特例)</u></p> <p><u>第12条 第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての平成31年度及び平成32年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>第4条第1号に掲げる者</u> 20,280円</p> <p>(2) <u>第4条第2号に掲げる者</u> 29,640円</p> <p>(3) <u>第4条第3号に掲げる者</u> 42,110円</p>